

令和5年度第2回  
徳島県サービス管理責任者等研修  
(更新研修)

## 協議会を活用した地域課題 の解決に向けた取組

R6.3.6 3.7  
障がい者生活支援センター凌雲  
三原 裕美子

### 研修のねらい

地域自立支援協議会について講義を通し、必要性や運営方法を理解する。

## 研修の構成

- 市町村が設置する自立支援協議会について説明  
具体的に板野郡自立支援協議会について取組事例などをもとに説明
- 都道府県が設置する自立支援協議会について説明  
具体的に徳島県自立支援協議会について取組事例などをもとに説明

## 事業所紹介

### 障がい者生活支援センター凌雲

#### 業務内容

- ①委託障がい者相談支援事業
- ②計画相談支援事業
- ③障がい者虐待防止センター（障がい者の虐待防止と対応）
- ④手話通訳者の派遣事業など
- ⑤移動支援事業（リフト付き移動支援車による送迎）
- ⑥地域パソコン講座



# 地域自立支援協議会とは

障がいのある人もない人も、ともに暮らしやすい地域づくりを目指して、関係機関が集まり、協働して問題を話し合い、解決を目指していくところ。

## 地域自立支援協議会のイメージ



地域自立支援協議会

ひとつひとつの課題を地域のみんなで考えていこう

- ・問題や課題を共有
- ・解決に向けての方策を検討

例 ○重症児が安心して暮らせるための医療・福祉的な支援サービスが不足している。  
○GHの空きがなかったり、障がいのある方が一人暮らしできる場ない。



支援において確認された課題



支援において確認された課題



## 協議会設置の法的位置付け //

### (協議会の設置)

**法第八九条の三** 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。

協議会の設置主体は、市町村および都道府県

努力義務

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連携をはかることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について、情報を共有し、関係期間等の連携の緊密かを図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

協議会の役割

## 市町村が設置する自立支援協議会

### - 基本的役割

地域における障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置

### - 設置方法

市町村の単独や複数市町村による設置、直営や委託など**地域の実情に応じて設置**できる

### - 構成メンバー

相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健所、教育、企業、関係団体、障害者等とその家族等、**地域の実情に応じて選定**

# 市町村が設置する自立支援協議会

## 主な機能

### 情報機能

- ・ 困難事例や相談報告から、地域の現状・課題等を知ることができる。また伝えることができる。

### 調整機能

- ・ 地域の課題に対して関係機関による分野を越えて連携した支援ができるし、ネットワークができる。
- ・ 困難事例への対応が可能になる。

### 開発機能

- ・ 地域に不足している社会資源の開発、改善を行っていくことができる。

### 教育機能

- ・ 各分野からの課題や支援の方法を通じて、支援のあり方を学んだり、問題解決能力を高めることができる。

### 権利擁護機能

- ・ 事例を通して権利擁護に関する視点から、評価や権利擁護システムの構築ができる。

### 評価機能

- ・ 相談支援の活動や、地域課題に対しての取り組みや成果について評価を得ることができる。

## 徳島県内の自立支援協議会

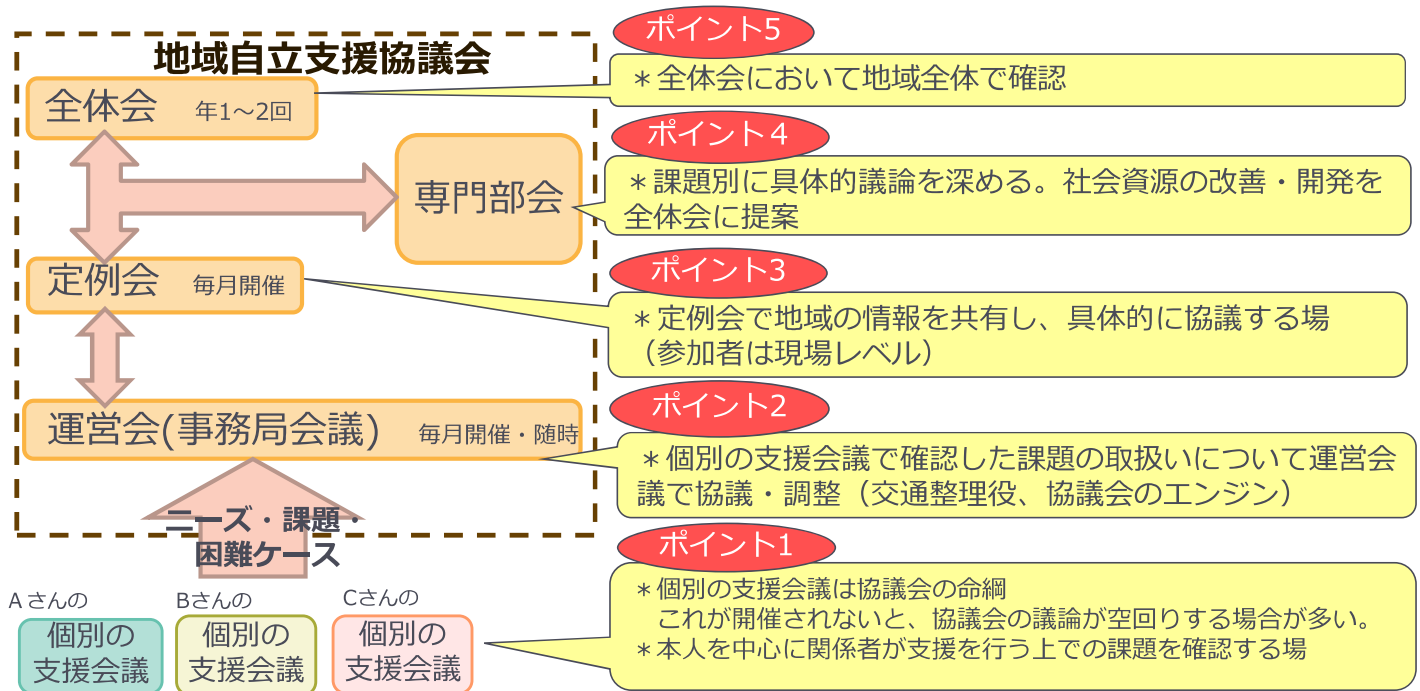
協議会名称	構成市町村	設置
徳島市障害者自立支援協議会	徳島市	H19.2
鳴門市地域自立支援協議会	鳴門市	H19.3
勝浦町自立支援協議会	勝浦町	H20.2
上勝町障害者自立支援協議会	上勝町	H20.12
佐那河内村自立支援協議会	佐那河内村	H21.1
名西郡自立支援協議会	石井町・神山町	H20.10
板野郡自立支援協議会	松茂町・北島町 藍住町・板野町 上板町	H20.3
東部第2サブ圏域障害者自立支援協議会	吉野川市 阿波市	H20.11

協議会名称	構成市町村	設置
南部1障害者自立支援協議会	小松島市 阿南市・那賀町	H20.2
海部郡障害者自立支援協議会	牟岐町・美波町 海陽町	H18.10
美馬市・つるぎ町障害者自立支援協議会	美馬市 つるぎ町	H22.2
三好市障害者自立支援協議会	三好市	H19.12
東みよし町障害者自立支援協議会	東みよし町	H19.3
<b>県内全体（13協議会）</b>	<b>24市町村</b>	

### 設置形態

広域設置	6ヶ所	5市12町
単独設置	7ヶ所	3市3町1村

# 地域自立支援協議会の組織図



## 地域自立支援協議会の各会議の概要について

	個別支援会議	事務局会議 (運営会議)	定例会	専門部会 (プロジェクト)	全体会
目的(内容)	・Aさん個人の支援をどうするか協議  (あなたの地域では) ケア会議、個別調整会議、サービス担当者会議	・協議会全体の方向性や日程等についてコアメンバーで協議 ・定例会等の準備会議	・地域の現状・課題等について地域の関係者(実務者レベル中心)が定期的に情報共有・協議	・地域の課題ごとに部会を設けて議論を深める  障害別(ex精神障害者部会) 課題別(ex権利擁護、地域移行、就労、進路等) 地域別(ex〇〇地域) 職種別(ex相談支援、行政)	・地域の現状・課題等について地域の関係者(代表者レベル中心)が情報共有・協議
メンバー	・Aさん個人の支援の関係者	市町村と地域の中核メンバー	関係機関の実務レベル	課題ごとに地域の中核的な者	関係機関の代表レベル
(例示)	Aさん、Aさんの家族等、相談支援事業者、サービス事業者、民生委員等	(事務局) 市町村 相談支援事業者 その他中核メンバー	サービス事業所のサビ管 保健所の保健師 ハローワークの障害担当 特別支援教育コーディネーター等	(就労部会だとしたら) 就労移行・継続事業者 事業所、商工会等の代表 ハローワーク 就業・生活支援センター等	サービス事業所の長、法人理事 長 保健所の所長 ハローワークの障害担当課長 特別支援学校長 等
開催等	・必要に応じて	・定期的(ex定例会の前週) +必要に応じて	・定期的(ex毎月)	・定期的 ・必要に応じて ・集中的に(ex調査もの)	・年2~3回程度
備考	・市町村・相談支援事業者等が主催				

# 板野郡自立支援協議会

## 全体会議（年1～2回）

### ▼協議内容

定例会・専門部会で作された報告・課題等について地域の関係者（代表レベル）が情報共有・協議する場

### 精神支援部会

精神障がい者の地域移行や地域生活について

### 進路支援部会支援

学校卒業生の進路及び支援について

### 課題検討会議

地域課題の中で重要性、緊急性等の課題について検討

### 子ども支援部会

障がい児の支援、体制づくり

### 地域生活支援部会

地域生活支援拠点等の整備について

## 定例会（毎月1回）

### ▼協議内容

相談支援事業所の活動報告・困難事例の報告について・行政報告

## 運営会「事務局会議」（毎月1回）

### ▼協議内容

定例会議への報告の選定、報告事項確認  
前回の定例会議での経過報告、残った課題の対応について

## 協議会で出た課題一部抜粋

タイトル	課題	定例会での意見	その後の取組の効果
46歳男性（知的・身体） 両下肢全廃・ストーマ使用	両親が高齢になり短期入所や施設入所を利用したいが受け入れ先がない。	医療的ケアが可能な4施設の紹介された。	1つの事業所が受入可能と返答があり、短期入所→施設入所と繋がった。
42歳女性（精神） 精神科への受診が不規則で不調となる（能力はあるが無為自閉）	通院等乗降介助については5町の取り決めがあり、該当しない。（精神は×）	支給決定の考え方について情報共有。 必要性について疑問がある方もいる。 随時、サービスの必要性の検討が必要。	半年の期限付で通院等乗降介助の支給決定され、通院が継続的に可能となった。現在も継続的に支給決定有り。 意欲的となりB型へ。
医療的ケア児の公立小学校入学について	吸引や胃ろうの医療行為があるが看護師の確保が難しい。	教育委員会も交えて話し合いをしてはどうか。 県が看護師の雇い入れをし派遣してはどうか。	医療的ケア児支援法が施行されたが現場は追いついていない。 子ども支援部会で継続検討。



# 都道府県が設置する協議会

## - 基本的役割

都道府県全域の障がい者への支援体制の整備に向けて主導的役割を担う協議会の場として設置

## - 設置方法

直営又は民間団体への委託等、**都道府県の実情に応じて設置**できる

## - 構成メンバー

相談支援事業所、福祉サービス事業所、保健所、教育、関係団体、障害者とその家族等、**都道府県の実情に応じて選定**

# 都道府県が設置する協議会

## 地域の実態把握、情報の共有機能

- ・ 地域の相談支援体制の状況を把握
- ・ 相談支援事業及び地域自立支援協議会事務局のネットワーク化

## 地域の相談支援体制のバックアップ機能

- ・ 地域の相談支援体制の充実強化(体制整備事業等)に関する協議
- ・ 地域自立支援協議会等の評価と具体的支援方策の検討

## 全県的課題の抽出(整理)機能

- ・ 課題の抽出、優先順位の整理
- ・ 全県的課題に対する部会、検討会等による検討と施策提言

## 広域・専門的相談支援の調整機能

- ・ 発達障がい・就労支援・高次脳機能障がい・地域移行支援等の各専門的領域における情報や知見の共有とネットワーク化
- ・ 普及のための具体的な検討

## 人材育成機能

- ・ 地域の相談支援体制を担う人材の養成のあり方を検討
- ・ 相談支援従事者養成・サービス管理責任者等の研修の企画検討とその中核となる人材の育成



# 地域自立支援協議会と県自立支援協議会の関係性

- ・ 自立支援協議会の基本は地域の協議会（市町村単位、広域単位）活動である。
- ・ 相談支援事業者の活動を核とした、利用ニーズに基づく支援体制とネットワークの構築による地域づくりこそ、地域の協議会の目指すべき活動である。
- ・ 但し障害分野においては市町村・福祉圏域・圏域と三次圏域を想定した基盤整備となっており、地域自立支援協議会で全てが完結しない現状がある。

## 地域自立支援協議会

連携・協調・補完の関係

## 県自立支援協議会

- ・ 都道府県自立支援協議会は広域的・専門的機能と連携しながら、地域自立支援協議会を下支えする役割がある。
- ・ 市町村単位で解決できない課題を解決し、広域、全都道府県的な解決策を講ずる。
- ・ エリアで分断されている地域自立支援協議会や相談支援事業者のネットワーク化などにより、地域間格差を生じないよう配慮する。

中島秀夫氏講義資料より抜粋

## 徳島県障がい者自立支援協議会

### 協議会

平成19年2月設置  
徳島県障がい者自立支援協議会設置要綱

#### 事務（第2条）

1. 地域自立支援協議会ごとの相談支援体制の状況の把握及び整備方策の提言に関する事。
2. 障がい者相談支援従事者等の地域生活に必要な人材の育成に関する事。
3. 地域における障がい者支援ネットワークの構築及び推進に関する事。
4. 地域生活支援に係るサービス及び社会資源の充実に関する事。
5. その他障がい者の地域生活移行を推進するために必要な事項に関する事。

### 事務局

- ・ 障がい福祉課
- ・ 障がい者相談支援センター

### 人材育成部会

平成19年5月設置

徳島県障がい者自立支援協議会人材育成部会設置要領

#### 事務（第1条第2項）

1. 相談支援従事者指導者養成研修派遣者の選考
2. 相談支援従事者研修のカリキュラムの検討
3. 相談支援関係者に対する研修事業に関する事
4. その他地域生活支援に必要な人材の育成に関する事

### 地域自立支援協議会推進部会

平成22年5月設置

地域自立支援協議会推進部会設置要領

#### 事務（第1条第2項）

1. 地域自立支援協議会ごとの相談支援体制の現状及び課題についての報告及び情報交換
2. 各地域における障がい者支援ネットワークの構築及び推進に関する事
3. 地域生活支援に係るサービス及び社会資源の検討18
4. その他障がい者の地域生活支援の推進支援に関する事

徳島県相談支援センター資料抜粋

# 徳島県障がい者自立支援協議会

## 協議会（全体会議）

平成19年2月設置

## 人材育成部会

平成19年5月設置

## 地域自立支援協議会推進部会

平成22年5月設置

### 医療的ケアを要する重症心身障がい児等支援検討会議

平成28年12月設置

- 在宅で生活する医療を要する状態にある障がい児の支援に関すること
- 在宅で生活する重症心身障がい児の支援に関すること

### 精神障がい者支援検討会議

平成29年12月設置

- 精神障がい者の地域移行の促進に関すること
- 精神障がい者の地域定着支援に関すること

### 行動障がいがある障がい者（児）支援検討会議

令和2年12月設置

- 行動障がいがある障がい者（児）及び家族の支援に関すること

徳島県相談支援センター資料抜粋

## 地域自立支援協議会推進部会での検討事例 1 (在宅重症心身障がい児に対する支援)

### 1 経緯

#### ○板野郡自立支援協議会から、提言書の提出（平成27年5月）

- (内容)
- ・重症児の現状と課題の把握
  - ・体制整備や検討の場の設置
  - ・サービスや人材育成等の必要経費の予算化

→「地域自立支援協議会」において検討を開始

→「重症心身障害児の生活・医療等についてのアンケート」を実施（12月下旬～1月中旬）

#### ○アンケート結果の取りまとめ・報告（平成28年7月）

徳島県相談支援センター資料抜粋

## 制度面での改正

### ●「医療的ケアを要する重度心身障がい児等支援体制検討会議」の設置

#### H28.7 地域自立支援協議会推進部会設置要領を改正

(第5条) 全県的に取り組むべき広域課題については、課題別に検討会議を随時設置することができる。

## 施策への反映

### 重症心身障がい児の支援に関する主な課題（アンケート結果から）

- ・レスパイトのための短期入所事業の充実
- ・家族が安心して介護サービスを受けるための介護従事者の専門性の充実
- ・医療・福祉等の連携による支援体制の強化

### ●平成29年度新規事業の創設

- 重症心身障がい児（者）短期入所施設設備整備補助事業
- 重症心身障がい児ずっと安心よりそい事業

徳島県相談支援センター資料抜粋

## 地域自立支援協議会推進部会での検討事例 2 （行動障がいがある障がい者（児）に対する支援）

### 経緯

#### ○美馬市・つるぎ町自立支援協議会から、提言書の提出（令和元年5月）

（内容）過去に暴力行為があったり、行動障がいがある方が福祉サービスの利用につながりにくく、地域での生活が困難である状況について、県内各地域の状況を把握し、改善のための方策について検討してほしい。

地域自立支援協議会推進部会及び全体会において検討

「行動障がいがある障がい者（児）のサービス利用等実態調査」を実施

徳島県相談支援センター資料抜粋

## 行動障がいがある障がい者（児）のサービス利用等実態調査結果

### ○調査概要

調査期間 令和2年5月～7月上旬

調査形式 知的障がい者（児）の家族、障がい者（児）の入所施設・障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所、市町村に各対象別のアンケート用紙を配付。

配付数 家族820名（うち回答数257名、31.3%）

障がい者（児）の入所施設・障がい福祉サービス事業所 477

（うち回答数178施設・事業所、37.3%）

相談支援事業所 61（うち回答数31事業所、50.8%）

### ○寄せられた御意見等

家族からは、世話をしている保護者の健康や高齢化、親亡き後の不安、入院や用事等の場合の入先がない等、切実な声が寄せられた。

施設や事業所、相談支援事業所等からは、支援に困った時に相談できる体制の整備を望む声等々が多く寄せられた。

徳島県相談支援センター資料抜粋

## 実態調査結果を受けて

### ●「行動障がいがある障がい者（児）支援検討会議」の設置

令和2年12月10日設置

委員12名 障がい福祉、教育、市町村、精神科医療、当事者家族など



令和3年9月までに6回の検討会議（コアメンバーによる会議を含む）を開催し、検討結果報告書を取りまとめ、同年10月に県自立支援協議会へ報告

国、県、市町村、地域自立支援協議会、相談支援事業所等関係機関に対し、今後の取組の指針となる延23項目を提言

徳島県相談支援センター資料抜粋

## 行動障がいがある障がい者（児）の支援に関する提言

### （１）専門的な人材の育成 （４項目）

- ・既存研修（強度行動障がい支援者養成研修）の充実 など

### （２）障がい福祉サービスの充実 （１１項目）

- ・関係機関が連携し、在宅サービスの充実を図る
- ・基幹型相談支援センターの設置を進める など

### （３）相談支援を中心とした地域づくり （８項目）

- ・相談支援事業所において、必要に応じ、精神科医師や  
学校等にも出席を依頼し連携を図る など

徳島県相談支援センター資料抜粋

地域課題として地域自立支援協議会で話し合わせ、  
県の自立支援協議会にあがってきたことで、県の施  
策や県全体の取組につながりました。

## まとめ

- ・ 自立支援協議会とは、障がいのある人とない人が、ともに暮らすことのできる**地域づくり**のため、事業者、関係機関、行政等が協働して、問題となることを話し合っ解決を目指していくところ。
- ・ 地域の障がい者がかかえる問題や課題を、全員が自らの課題として受け止め「ともに解決しよう」「一歩でも前進しよう」という考え方で**協働**していく。
- ・ 地域自立支援協議会を活性化させることが、障がいのある人が**普通に暮らせる地域**づくりにつながる